

原議保存期間	3年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警視庁警備部長  
 警視庁公安部長  
 警視庁刑事部長 殿  
 警視庁組織犯罪対策部長  
 各道府県警察本部長  
 (参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長  
 庁内関係各課長

警察庁丁国テ発第326号、丁刑企発第59号  
 丁組企発第131号、丁国捜発第73号  
 丁備企発第156号、丁公発第119号  
 丁外事発第217号

平成27年9月30日  
 警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長  
 警察庁刑事局刑事企画課長  
 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長  
 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官  
 警察庁警備局警備企画課長  
 警察庁警備局公安課長  
 警察庁警備局外事情報部外事課長

「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(通達)

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働省令第33号)の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第138号)が平成27年9月15日、公布・施行され、厚生労働省から各都道府県知事等に対し、改正法の内容を示す「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(平成27年9月15日付け健発0915第6号)が発出された。

その内容は、別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、今回の改正は、「国家戦略特別区域法における旅館業法の特例への対応について(通達)」(平成27年7月31日付け警察庁丁国テ発第266号ほか)の2(1)と関連するものであるので、当該部分を併せて参照されたい。

(参考資料)

- 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)
- 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の改め文及び新旧対照条文

健発0915第6号  
平成27年9月15日

各  
〔  
都道府県知事  
政令市市長  
特別区区長  
〕  
殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第138号）が本日、公布・施行され、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る特定認定の申請書の添付書類及び記載事項が追加されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知願いたい。

なお、今回の施行規則の改正は、「外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項について(通知)」(平成27年7月31日付け府地創第270号及び健発0731第6号内閣府地方創生推進室長及び厚生労働省健康局長通知)の記1と関連するものであるので、当該部分を併せて参照されたい。

#### 記

- 1 特定認定に係る申請書の添付書類の追加  
滞在者名簿の備付けに資するため、申請書の添付書類に「滞在者名簿の様式」を追加すること（施行規則第11条第5号）。
- 2 特定認定に係る申請書の記載事項の追加  
滞在者名簿の記載内容の正確性に資するため、申請書の記載事項に「滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法」を追加すること（施行規則第12条第9号）。

○厚生労働省令第三百三十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

五 滞在者名簿の様式

第十二条に次の一号を加える。

九 滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第二項の申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 滞在者名簿の様式</p> <p>（法第十三条第二項第三号の申請書の記載事項）</p> <p>第十二条 法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法</p>	<p>（法第十三条第二項の申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（法第十三条第二項第三号の申請書の記載事項）</p> <p>第十二条 法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p>